第六十条の八		
（略）		
第八十四条第三項	第十九条、第二十一条	
（略）	（略）	
第八十五条	第二十一条	
6　第二章の規定による年金給付の選択の申出書、国民年金受給権者現況届又は国民年金支給停止事由消滅届の添付書類については、当該受給権者が、当該申出又は届出の日前六月以内に、これに相当する書類を他の請求書、申出書又は届書の添付書類として提出しているときは、当該添付書類は、省略することができる。	2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　寡婦年金の年金証書 二　氏名の変更に関する戸籍の抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類 （氏名変更の理由の届出） **第六十条の七の三**　寡婦年金の受給権者は、その氏名を変更した場合であつて前条第一項の規定による届書の提出を要しないときは、当該変更をした日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、機構に提出しなければならない。 一　氏名、生年月日及び住所 二　個人番号又は基礎年金番号 三　氏名の変更の理由 2　前項の届書には、戸籍の抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類を添えなければならない。	
（略）	（略）	
6　第二章の規定による年金給付の選択の申出書、国民年金受給権者現況届又は国民年金支給停止事由消滅届の添付書類については、当該受給権者が、当該申出又は届出の日前六月以内に、これに相当する書類を他の請求書、申出書又は届書の添付書類として提出しているときは、当該添付書類は、省略することができる。 7　第二章の規定により国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を申請書、届書又は申出書に添え		

（新設）		
（略）		
第八十四条第三項	（新設）	
（略）	（略）	
（新設）	（新設）	
（略）	（略）	
（新設）	（新設）	